

# 霧島市長期優良住宅認定申請等手数料一覧表

※令和4年10月1日より

## ● 認定申請

住棟の総戸数	認定手数料(戸当たり)					
	新築			既存住宅		
1戸	事前審査無し	50,000 円		事前審査無し	72,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	13,000 円		確認書 <sup>※1</sup> 添付	19,000 円	
	住宅性能評価書添付	13,000 円				
2戸～5戸	事前審査無し	121,000 円		事前審査無し	172,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	28,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>	確認書 <sup>※1</sup> 添付	38,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>
	住宅性能評価書添付	28,000 円				
6戸～10戸	事前審査無し	197,000 円		事前審査無し	280,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	48,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>	確認書 <sup>※1</sup> 添付	66,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>
	住宅性能評価書添付	48,000 円				
10戸を超える	事前審査無し	394,000 円		事前審査無し	555,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	90,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>	確認書 <sup>※1</sup> 添付	118,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>
	住宅性能評価書添付	90,000 円				

※1・・・令和4年2月20日より適合書が確認書に変わりました。

※2・・・第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、確認申請手数料相当額を加算する。

## ● 変更認定申請

住棟の総戸数	認定手数料(戸当たり)					
	新築			既存住宅		
1戸	事前審査無し	50,000 円		事前審査無し	72,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	13,000 円		確認書 <sup>※1</sup> 添付	19,000 円	
	住宅性能評価書添付	13,000 円				
2戸～5戸	事前審査無し	121,000 円		事前審査無し	172,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	28,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>	確認書 <sup>※1</sup> 添付	38,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>
	住宅性能評価書添付	28,000 円				
6戸～10戸	事前審査無し	197,000 円		事前審査無し	280,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	48,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>	確認書 <sup>※1</sup> 添付	66,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>
	住宅性能評価書添付	48,000 円				
10戸を超える	事前審査無し	394,000 円		事前審査無し	555,000 円	
	確認書 <sup>※1</sup> 添付	90,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>	確認書 <sup>※1</sup> 添付	118,000 円	÷申請戸数 千円未満切捨 <sup>※2</sup>
	住宅性能評価書添付	90,000 円				

※1・・・令和4年2月20日より適合書が確認書に変わりました。

※2・・・第8条第2項の規定に基づき準用する第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、確認申請手数料相当額を加算する。

## ● 第9条第1項の規定に基づく計画の変更認定申請(譲受人の決定)

1戸につき 4,000円

## ● 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合

1棟につき 4,000円

## ● 第10条の規定に基づく承認申請(地位の承継)

1戸につき 4,000円